

特記仕様書

1. 工事概要

工事名称：甲州市立塩山中学校駐輪場改修工事

工事場所：甲州市塩山下於曾 地内

概要：駐輪場設置：W=23,500mm×L=2,200mm（Y型合掌） 1基
駐輪場設置：W=9,000mm×L=2,200mm 1基

2. 優先順位

- 1.法令、政令、規則等の定め、及び指導
- 2.質疑事項
- 3.特記仕様書
- 4.設計図
- 5.国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

『公共建築工事標準仕様書（建築工事編・最新版）』

『公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・最新版）』

及び『公共建築工事標準図（建築工事編・最新版）』

3. 使用機材

機材はメーカーリストによる他、同等品以上とし、受注者は契約後、監督員の指示に従いリストを作成し、機材承諾を受けたものを使用する。

4. 工事範囲

受注者は特記仕様書、設計図書等に示す範囲において明記なき部分といえども技術上、施工上、本工事完成に必要なと認められるものは監督員の指示に従って施工する。設計図書及び施工上で疑義がある場合、監督員と協議のうえ、その指示に従う。なお軽微な変更は受注者の責任において行うこと。

5. 提出書類

- ・完成図書 一式
- ・施工写真、完成写真

6. 電子納品

・本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品対象書類は、工事完成書類図書内の工事写真を対象とし、納品する電子データは、「甲州市電子納品要領」に従い作成する。但し、工事成果品(工事写真)を紙にて提出したい場合は、監督員と協議の上、納品方法について決定するものとする。

~~・本工事は、電子納品対象外工事とする。但し、工事成果品（工事写真）を電子データにて納品したい場合は、監督員と協議の上、納品方法について決定するものとする。~~

7. 一般事項

1. 本工事施工に関しては、本特記仕様書 設計図書 関係官庁規則により施工する。特記なき事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築工標準仕様書（建築工事編・最新版）』『公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・最新版）』及び『公共建築工事標準図（建築工事編・最新版）』に準拠するもののほか、発注者の指示に従うものとする。
2. 本工事に関する法令、条例及び規則等は、良くこれを厳守し、必要な書類、検査立会い、申請届等は、遅滞なく代行し工事の進捗に支障のないようにする。申請等に要する費用は、全て受注者の負担とする。
3. 各種の施工は事前に施工図、制作図、承認図等を提出し監理者及び発注者の承認を得ること。
4. 本工事における各試験は、発注者立会いのもとに行うものとし、試験結果成績表等を提出すること。
5. 本工事施工者は、定められた工期内で工事を完了し、完全な状態で引渡しできるよう、完成と同時に完成図書、必要書類を添えて提出し、完成検査を受けなければならない。
6. 本工事受注者は、工事完成引渡し後でも施工方法、器具類の不良等に起因する事故に対しては、責任をもって修復しなければならない。

8. 法定外の労災保険の付保

1. 本工事において、受注者は「法定外の労災保険」に付すこと。
2. 前項の保険契約を締結したときは、その証券等の写しを速やかに工事担当課へ提出すること。
3. この特記仕様書における「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害を被った場合に、法定労災保険の保険給付に上乘せして雇用者が従業員、又はその遺族に支払うことを目的としている保険をいう。

9. 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐(以下「主任技術者等」という。)の配置及び現場代理人の常駐を必要としない期間

1. 工期の開始日から現場施工に着手するまでの期間（起工測量、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者等の工事現場への配置を必要としない。また、現場代理人についても常駐を必要としない。

10. 工期の始期日から30日以内に工事着手すること。ただし、発注者が指示した場合、又は発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員と打合わせにおいて定め、「工事打合せ簿」により監督員に報告すること。

11. 半導体不足等に伴う資機材の納期の遅れ等により工期内に完成する見込みがないと認められるときは、受注者の責めに帰すことができない事由として取り扱い、甲州市建設工事請負契約約款21条

の規定に基づく工期の延長を行うものとする。

12. 工事实績情報（コリンズ）

受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、受注・変更・竣工・訂正時にコリンズから出力される「登録のための確認のお願い」等により監督員に登録確認を受けたうえ、工事实績情報を登録しなければならない。登録の期限は、受注時登録は契約後、登録内容の変更時は変更があった日から、完成時登録は工事完成後、それぞれ10日以内（土日・祝日・年末年始を除く）とする。また、登録後は「登録内容確認書」の写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間（土日・祝日・年末年始）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

- ・登録先：(財)日本建設情報総合センター（JACIC）